

第1章 平成22年度 主な施策の実施状況

I 「かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間」を育てるために

区分	施策名
道徳性や社会性をつちかう教育	
1	青少年育成県民運動の展開
2	交流・体験活動を通じた青少年育成事業
3	地域と共生する学校づくり推進事業
4	道徳教育の充実
5	少年の主張の開催
人権教育	
6	人権啓発の推進
7	人権教育に関する教職員の研修
いじめ・不登校等への対応	
8	家庭教育相談員設置事業
9	24時間いじめ電話相談（いじめほっとライン24）
10	ホームフレンド活動事業・メンタルフレンド訪問援助
11	ひきこもり対策事業
12	スクールカウンセラー設置事業
13	不登校対策実践研究事業
安全教育	
14	安全なまちづくりの推進
15	学校安全ボランティア(スクールガード)の配置
16	子どもの安全確保推進事業
17	学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの充実
18	「パトネットあいち」による不審者情報の提供
19	防災教育推進事業
福祉教育	
20	高等学校と養護学校高等部の併設
21	愛知県社会福祉協議会への支援

道徳性や社会性をつちかう教育

青少年育成県民運動での規範意識を高める取組、異年齢の子ども同士の交流、幼稚園・保育所や学校での「地域と共生する学校づくり」の取組や体験活動などをおして、他を思いやる心、命を尊ぶ心、美しいものに感動する心、人間関係を築く力を育てました。

1 青少年育成県民運動の展開

(1) 平成 22 年度の取組

各県民運動を青少年育成県民会議*と連携して実施した。

- ・ 青少年健全育成県民運動（強調月間 11 月）
街頭啓発、駅前等一斉啓発
- ・ 「家庭の日*」県民運動（強調月間 2 月）
小中高生から啓発ポスターの募集・表彰、入賞作品の展示等
応募数 29,460 点
- ・ 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（強調月間 夏期 7 月・8 月、冬期 12 月 20 日～1 月 10 日）
パトロール、街頭補導、学校周辺クリーン活動

* 青少年育成県民会議：

社団法人青少年育成国民会議に呼応して、愛知県で組織された会議

* 家庭の日：

全国で、毎月第 3 日曜日を、子どもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえてふれあいを深めていくための日として、「家庭の日」と定めた。

(2) 取組の成果

市町村、学校関係者、PTA、警察、青少年団体等地域を巻き込んだ青少年育成県民運動や、非行防止県民運動などを展開することにより、多くの県民に青少年健全育成や、非行防止への取組の重要性を啓発することができた。

< 啓発グッズ配布数 >

- ・ 家庭の日：啓発ポスター（児童の部 特選作品）5,000 枚配布、
リーフレット（特選・入選作品）30,000 部配布
- ・ 青少年健全育成県民運動：
リーフレット 17,500 枚 ポケットティッシュ 17,500 個
- ・ 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動：
ウェットティッシュ 夏期 14,000 個、冬期 11,000 個

(3) 今後の課題・方向性

強調月間では、様々なキャンペーン活動を展開しているが、今後も、青少年育成県民会議を始めとした関係団体と連携しながら、可能な限り年間を通じた県民運動を展開し、青少年健全育成に向けた機運を高めていく必要がある。

2 交流・体験活動を通じた青少年育成事業

(1) 平成 22 年度の取組

市町村を越え活動できる 10 団体に、多様な人々と子どもたちが交流する 5 日以上の体験活動を委託した。また、その成果を発表する「人間力育成フォーラム」の開催と、活動事例集の配付により広く啓発した。

- ・活動内容：田植え、キャンプ等の自然体験、防災マップ作り、川の水質調査等の社会体験、留学生との交流による異文化体験など。
- ・人間力育成フォーラム：平成 23 年 2 月 10 日(木) ウィルあいち 基調講演と事例発表を実施

(2) 取組の成果

年齢、性別、居住地区、生活環境等が異なった子どもたちが、様々な体験活動を通して交流し、社会性や豊かな人間性を育み、人間関係を築く力を育成した。

また、子どもたちが多様な人々と出会い、様々な経験をすることで、社会性を身につけ、新たな絆作りや、コミュニケーション能力の育成に効果があった。

「人間力育成フォーラム」では、参加者が発表団体の特色ある取組内容を共有し、「体験することの大切さを学んだ」などの声も聞かれ、交流・体験活動の必要性・重要性を再認識することができた。



森の基地づくり

(3) 今後の課題・方向性

今回、委託した団体が、この事業の成果を地域で生かし、継続して交流・体験活動を実施していくことが必要である。事業実施者や参加者が、今後も地域の様々な団体・個人と連携協働することによって、交流・体験活動の継続、活性化を進めることができるよう、団体への情報提供や交流・体験活動の啓発を進めていく。

3 地域と共生する学校づくり推進事業

(1) 平成 22 年度の取組

「地域との共生」をキーワードとして、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校それぞれが地域（ひと・もの・自然）との共生を目指し、幼児、児童、生徒が地域に貢献し役立つ活動を体験・実践することを通して、次世代を担うことができる人間を育て、魅力ある学校（園）づくりを支援した。

実践指定園・校

幼稚園 2 園、小学校 6 校、中学校 4 校、高等学校 1 3 校、特別支援学校 2 校
[具体的な実践例]

幼稚園：園の行事に地域の方を招待、地域の美化活動、

地域の人との交流活動（野菜作り等）

小学校：地域環境に関する取組（ハザードマップ作り、交通安全運動等）や地域に住む障害のある方との交流や福祉体験活動、地域の伝統文化・行事に貢献する活動等

中学校：地域環境美化、ボランティア活動、地域の方を取り込んだ学校行事、地域伝統行事への参加等

高等学校：里山や河川の環境保全活動、絶滅危惧種の保護活動、地域の小学生や高齢者を対象とした出前講座

特別支援学校：和太鼓とマッサージを通じた地域交流、地域の人材等を活用した活動と地域の緑化・清掃活動

(2) 取組の成果

地域の伝統文化・行事に貢献する取組や自然環境等の特色を生かした活動、地域の福祉や人権について考え、施設訪問をしたり、障害のある地域の人との交流を図ったりする取組など実施して、地域に根ざした学校づくりを行い、学校の活性化が図られた。

幼児、児童生徒ができるだけ地域に出向き、様々な世代の人々と関わりをもつことで、思いやりの心、自他を大切にすることを育み、コミュニケーション能力や人間関係を構築する力を向上させることができた。

児童生徒たちは、様々な活動の中で「おじいちゃん、おばあちゃんの笑顔がたくさん見ることができてうれしかった」、「地域の人々とのふれあいを通して、自分の大切さを改めて実感した」、「小学生との授業交流で里山保全について学び直すことができた。これからも参加したい」などの感想を述べており、地域と積極的に関わって活動したことへの充実感を味わうとともに、社会の一員としての自覚や主体的に社会に貢献していく姿勢を身につけることができた。



お年寄りとの交流活動



環境保全活動

(3) 今後の課題・方向性

学校現場においては、様々な体験活動の充実を図り、幼児児童生徒に他者、社会、自然・環境との関わりを通して共に生きることへの自覚と責任を育むことが求められている。実践指定校の取組を事例集等で他の学校に紹介し、その成果を普及するとともに、魅力ある学校づくりを支援し、地域社会との共生に向けた取組を一層推進していく必要がある。

4 道徳教育の充実

(1) 平成 22 年度の取組

身近な家族や学校・地域社会など様々な他者とのつながりや体験活動を通し

て、児童生徒の人間関係を築く力や社会性を育成し、道徳教育の一層の拡充を目指した。

- ・ 「人間関係を築く力や社会性を育む道徳教育の在り方」をテーマにし、体験活動・家庭や地域との連携を重視した、道徳教育の推進
- ・ 小学校 1 校、中学校 1 校に委嘱し、その取組と成果を義務教育課 Web ページで公開

(2) 取組の成果

様々な体験活動や地域の方とのふれあいの場をもつことで、気持ちよく挨拶をすることや、きまりを守ることに對して児童生徒の意識が高まってきた。

また、異学年交流を行うことにより、主体的に学び合う生徒の姿が見られるようになった。特に上学年については、「下学年の模範たれ」という意識が高まり、率先して活動に取り組む姿が目立つようになった。

教師にとっては、校内研修の活性化が力量向上につながった。2月実施の教師向けアンケートでは 95%以上の教師が自分自身の教材分析力の向上を実感しているとの結果が出ている。

家庭との連携により、保護者が生徒会活動を支援しながら、いじめについて真剣に考えようとする気運が高まった。

(3) 今後の課題・方向性

道徳教育については、平成 21 年度に実施した県政モニターアンケートの「どのような教育分野に力を入れていくべきか。」との問いに對して最も回答率が高い(58.5%)ことから、あいちの教育に関するアクションプランⅡの重点目標の一つとして掲げ取り組んでいく。

5 少年の主張の開催

(1) 平成 22 年度の取組

中学生の社会性と自主性を培うとともに、青少年の健全育成に對する一般の理解を深めるため、中学生が、日ごろ生活を通じて考えていること、実践していることを作文にまとめ広く訴えた。

(2) 取組の成果

中学生が、日ごろの生活を通じて考えていること、実践していることを意見や提言にまとめて発表することにより、青少年の自主性や社会性を養うことに十分な効果を上げた。また、県大会には、県民の方々も視聴者として参加し、また、県大会発表者の作品を文集にまとめ、一般の視聴者も参加し、作成した発表文集を中学校や図書館に配布することなどにより、青少年の健全育成に對する県民意識を高めることにつながることができた。

- ・ 中学校、特別支援学校中学部など 292 校から 54, 386 名の応募

- ・ 地区審査およびブロック審査を経て 14 点選出し、県大会出場者として決定
- ・ 県大会の開催（安城市民会館）
- ・ 「最優秀賞」 1 名、「優秀賞」 4 名を表彰し、これとは別に同じ中学生が最も共感を覚えた「共感賞」を設定
- ・ 視聴者数：813 名

(3) 今後の課題・方向性

作品の応募数が、市町村によって開きが大きいため、今後とも、学校ぐるみの取り組みを維持・拡大するよう、発表者の作品文集の活用など PR をすすめていきたい。平成 22 年度愛知県大会の最優秀作品は、中学校道德の副読本に掲載されることになり、学校教育の場での活用も期待される。また、より多くの人に発表を聞いていただけるような取組を進めていく。

人権教育

人権週間（12 月 4 日～10 日）を中心に、人権問題に対する理解や認識を深め、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成するために、校長講話、講演、映画鑑賞など様々な取組を行いました。また、人権問題を自らの問題として考える参加体験型学習の展開、啓発行事の開催、メディアを利用した啓発も行いました。

さらに、年間をとおして計画的・継続的な研修を教職員に行いました。

6 人権啓発の推進

(1) 平成 22 年度の取組

人権啓発行事や指導者研修会を開催するとともに、新聞・テレビ・ラジオ等による啓発や、啓発資料の提供を行った。また、平成 22 年 7 月には、「あいち人権啓発プラザ」を拠点施設として開設し、人権啓発業務の充実・強化を図った。

- ・ 人権ハートフルフェスティバルの開催
 - ・ 平成 22 年 12 月 12 日（日）ウインクあいち大ホール
 - ・ 参加者数：407 人
 - ・ テーマ：「助け合い 支え合い 気づき合い」
- ・ 人権週間*広報
 - ポスター、新聞、テレビ・ラジオ CM 等により、啓発を実施
 - *人権週間：12 月 4 日～10 日
- ・ あいち人権啓発プラザの業務
 - 人権に関するパネル展示、人権関係資料の閲覧、人権関連図書・ビデオ等の貸出し

(2) 取組の成果

イベント参加者へのアンケートにおいて、「人権啓発イベントへの参加により、参加者自身がお互いを認め合い、人権を尊重していくきっかけになったと思う。」と回答した割合が 94.4%であるなど、人権意識の高揚を図ることができた。

また、「あいち人権啓発プラザ」については、年度末までに約 2,900 人の利用があった。



22年度人権週間ポスター

(3) 今後の課題・方向性

偏見や差別のない愛知の実現を目指して、人権ハートフルフェスティバルの開催、マスコミや広く県民の目に触れる媒体を活用した啓発に加え、「あいち人権啓発プラザ」を拠点とした啓発活動を効果的に行う必要がある。

7 人権教育に関する教職員の研修

(1) 平成 22 年度の取組

人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、教職員の研修を計画的に実施した。

また、各学校における職場内研修については、県教育委員会主催の研修会や各種研究会の参加者が研修内容の報告を行ったり、県教育委員会編集の「教員研修の手びき」や「同和問題の正しい理解のために」、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議作成の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」等の指導資料を活用した研修に取り組んだりしながら、人権教育に対する理解の深化に努めた。

- ・管理職、中堅教員、新採教員、臨時的任用教員、事務局職員など各区分の教職員を対象とした研修における、人権教育をテーマとした講座の開催

(2) 取組の成果

初任者研修をはじめとして、教員の職務や経験年数に応じて、同和教育を含めた人権教育の研修を実施しており、人権に対する正しい認識と理解が深まった。参加者からは、「研修を通して人権に対して正しい認識をもつことができ、子どもたちに自信をもって話をするようになるようになった」という声が聞かれた。

- ・受講者数：5,066 人（管理職、中堅教員、新採教員、臨時的任用教員、事務局職員の合計）

(3) 今後の課題・方向性

その時々に応じた問題を子どもの立場に立って解決していこうと考えて取

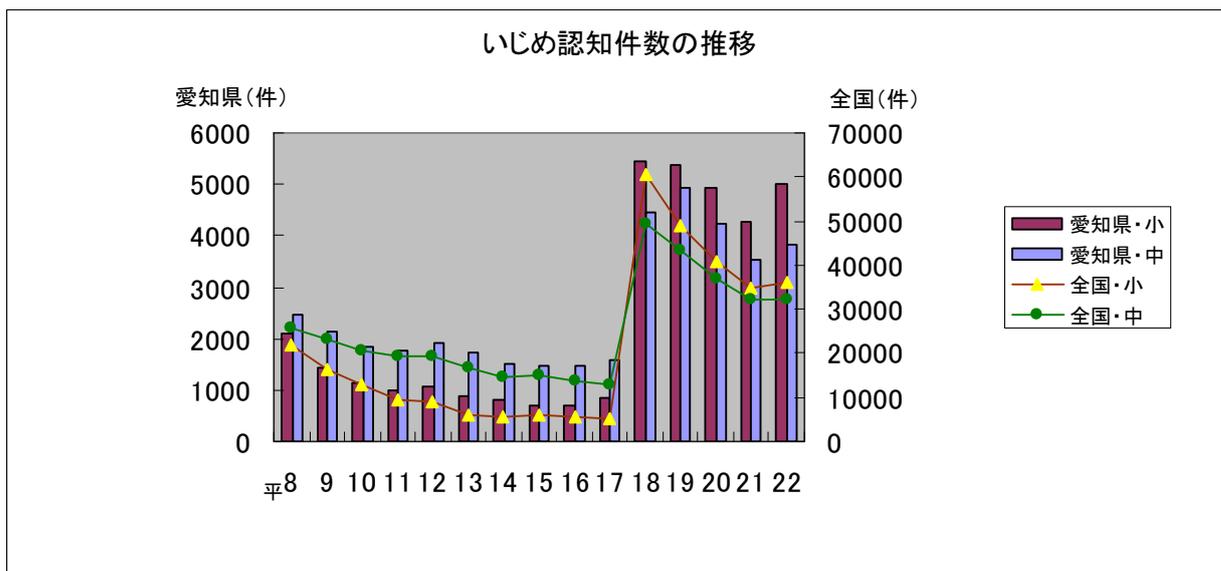
り組んでいる教員がほとんどであるが、その取組は十分であるとは言えない。今後もすべての教員が実践的指導力を身に付けることができるよう研修を行っていく必要がある。

いじめ・不登校等への対応

いじめはあってはならないことですが、依然として約9千件のいじめ認知件数があり、また、不登校の出現率も依然として減っておらず、県教育委員会としても喫緊の課題として捉えています。

そこで、学校ではスクールカウンセラーを活用し、いじめなどの問題に対して、子どもたち・保護者・教師からの相談業務を行いました。

県教育委員会では家庭教育相談員やホームフレンドが、直接家庭を訪問するなど保護者からの相談業務を行ったり、子どもたちの遊び相手になって心の安定を図ったりしました。



※18年度から、いじめの定義が変更され、発生件数は認知件数となった。いじめの範囲が拡大されたことにより、件数が急増した。
 ~平成17年度：自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの
 平成18年度～：当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

8 家庭教育相談員設置事業

(1) 平成22年度の取組

不登校を中心とする家庭教育上の問題を抱える家庭を訪問し、保護者の相談指導を行った。

- ・ 県教育委員会事務局 1 人、全ての教育事務所に計 16 人を配置
- ・ 相談人数：148 人 相談回数：4,130 回

(2) 取組の成果

家庭教育相談員が、相談のあった家庭に教育的観点から繰り返し相談を行った結果、子どもが適応指導教室*に行くようになったり、勉強について興味を示し登校に前向きな意欲がみられたりするなどの、好転した事例があった。

*適応指導教室：

市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室

(3) 今後の課題・方向性

家庭教育相談員は、早期に情報を入手したり、学校や市町村との連絡調整を行い、問題の早期発見や早期対応を図っているが、今後さらに不登校の子どもを減少させるため、スクールカウンセラーなどと連携を行いながら、問題解決に向けて、相談活動の強化を図っていくことが必要である。

また、家庭教育に関して不安を持つ親も多いため、親向けの研修会等を行い家庭教育の推進に努めていくことも必要である。

9 24時間いじめ電話相談（いじめほっとライン24）

(1) 平成 22 年度の取組

いじめ相談専用電話を通じて、臨床心理士や相談業務に経験があるボランティア相談員が、いじめ問題に悩む子どもや保護者のなどの相談に 24 時間応じた。

また、子どもやその保護者が、教育委員会及び学校の対応を希望する場合は、電話相談員から該当部署に連絡を取り、迅速で適切な対応を行った。

(2) 取組の成果

電話相談員から対応策等の助言を得て、心の安定が見られるなどの効果があがった。

- ・ 電話相談の総数 10,363 件
(いじめ 284 件 いじめ以外 10,079 件)
- ・ 相談者 保護者、当事者の子どもあるいはその友人など



相談窓口紹介カード

(3) 今後の課題・方向性

児童生徒のいじめの発生件数は、まだまだ憂慮すべき状況にあり、今後も引き続き、この体制を継続していくことが必要である。

今後、話し手の姿が見えない電話相談であることから、相手の思いを十分捉

えることができる傾聴の仕方や適切な助言ができるように電話相談員の研修の充実を図る必要がある。

また、無言電話や、いたずら電話等も多くなっていることから、いじめで苦しんでいる児童生徒・保護者がかけてきた電話にきちんと受け答えできるよう、いたずら電話等に対し適切に対応する方法について対策を図っていく必要もある。

10 ホームフレンド活動事業・メンタルフレンド訪問援助

(1) 平成 22 年度の取組

家庭教育相談員や児童福祉司の助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣することにより、児童生徒の心の安定を図った。

ホームフレンド：家庭教育相談員の助言のもと小中学生を対象に家庭訪問
活動員 19 人（教育分野への就職を目指す大学生）

訪問人数 42 人、訪問回数 410 回

メンタル・フレンド：児童福祉司の助言のもと 18 歳未満の者を対象に、
家庭を訪問

登録数 15 人（児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）
訪問人数 5 人、訪問回数 30 回

(2) 取組の成果

家庭を直接訪問し、話し相手、遊び相手となることをとおして、児童生徒が徐々に心を開くようになり、適応指導教室や学校の相談室等へ行けるようになるなど好転した事例もあった。

(3) 今後の課題・方向性

保護者がホームフレンドの訪問を望んでも児童生徒が面会の拒否をすることや、当日児童生徒が部屋から出てこないなど、困難な事例もある。しかし、児童生徒と年齢の近い大学生が毎回家庭教育相談員の助言を受けた上で家庭訪問をすることで、児童生徒の学校復帰へのきっかけとなっているため、今後も継続してホームフレンドを配置し、積極的に相談支援活動を行っていく。

なお、メンタルフレンドについては一定の役目を終えたため、ホームフレンド活動事業の充実を図ることとしていく。

11 ひきこもり対策事業

(1) 平成 22 年度の取組

不登校等がきっかけになり、ひきこもり状態に陥った者やその家族を、相談や家族教室につないだり、支援するサポーターを養成するとともに、家庭

を訪問するなどにより、社会的自立へと導く事業を実施した。

- ・ひきこもりの相談対応（電話、面談、メール）
- ・家族教室の開催（県保健所や精神保健福祉センター）
- ・ひきこもり者を支援するサポーターの研修、希望家庭への訪問等
- ・地域継続支援ネットワーク会議開催

(2) 取組の成果

電話、面談による相談のほか、メール相談も実施したことで、相談件数は平成 21 年度 1,601 件から平成 22 年度 1,729 件と増加した。

また、派遣を希望する家庭の要請に応じ、延べ 79 人の対象者に対し派遣を行った。

県保健所を核とした地域継続支援ネットワーク会議では、不登校者が卒業後も途切れることなく、地域で支援を受けられることを目的として、教育関係者及び地域関係者による連絡調整を図っており、事例検討も含めて支援者の顔が見える関係が構築されてきている。

(3) 今後の課題・方向性

ひきこもりからの脱却には、早い段階で相談を行うことが重要であるため、本人や家族に対して、問題意識の持ち方に対する啓発や、行政機関や民間団体などひきこもりの相談窓口の更なる広報を行う必要がある。

今後、ひきこもり者を社会的自立へと導くため、サポーター（ハートフレンド）を活用し、社会と触れ合う訓練を行っていくには、本人・家族と支援者のマッチングが大切であり、そのコーディネート機能の充実が必要である。

また、ひきこもり者のフォローには地域全体で取り組むことが重要であり、子ども・若者支援地域協議会を始め関係機関との連携体制の構築を推進していく必要がある。

12 スクールカウンセラー設置事業

(1) 平成 22 年度の取組

カウンセラーを各学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、保護者・教員への助言等を行うことにより問題行動の解決及び未然防止に取り組んだ。

小学校：拠点校 144 校・（対象校 573 校）

中学校：303 校（全校配置）

高等学校：拠点校 23 校・（対象校 42 校）

高等学校では不登校となった生徒は、復帰できないまま中退に至るケースも多いことから中退者の比較的多い高校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向のある生徒等の相談体制の充実を図り、中退防止につなげている。

また、平成 22 年度は、新たに入学以前から人間関係や家族の問題等、悩み

を抱えている生徒が多数在籍する夜間定時制課程に専任のスクールカウンセラーを2名配置し、相談活動に当たった。

(2) 取組の成果

各学校では、スクールカウンセラーを活用した相談体制づくりが進んでおり、平成21年度と比較し、とくに拠点校数が増えた小学校における相談件数が倍増している。また中学校、高等学校でも相談件数は増加し、不登校やそのおそれのある子どもの早期発見、早期対応につながっている。

- ・ 小学校相談数：24,738件（21年度：11,727件）
 - ・ 主な相談内容：心身の発達 9,171件、不登校 5,088件
- ・ 中学校相談数：59,200件（21年度：52,135件）
 - ・ 主な相談内容：不登校 26,238件、心身の発達 8,748件
- ・ 高等学校相談数：4,430件（21年度：4,061件）
 - ・ 主な相談内容：学校不適応 830件、友人問題 595件

スクールカウンセラーに相談することで、学校復帰や欠席の減少（小学校不登校児童の復帰 約56.8%（21年度：約67.3%））や不登校の減少、いじめ件数の減少など児童生徒には良い方向への変化があった。

小中学校ではスクールカウンセラーのアドバイスを参考にして、早期の対応に生かすことができた学校〔小学校81.3%（21年度：82.9%）、中学校73.6%（21年度：70.0%）〕や、スクールカウンセラーが校内の諸会議や職員への研修に関わることで、職員のカウンセリングマインドを高めることができた学校〔小学校80.6%（21年度：78.6%）、中学校64.4%（21年度：62.4%）〕があった。高等学校でもスクールカウンセラーの教員によるケーススタディ〔175件、654人（21年度：135件、423人）〕など、研修を充実している。

(3) 今後の課題・方向性

不登校児童生徒の学校復帰及び少年非行の低年齢化を抑制するために、これまで以上に、よりきめ細かい相談活動を進める必要がある。

中学校で不登校となっている生徒数のうち、小学校6年生から引き続いていない生徒は全体の29.0%となっており、残りの生徒についても、小学校5年生以下で、不登校であった生徒もいる。

また、中学生になると不登校、暴力行為などの問題行動が増加する傾向があることから、小学生の早期からの継続した相談活動の充実が重要であり、小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡大するなどの相談体制の強化が必要である。

また、愛知県臨床心理士会と連携して、スクールカウンセラーの確保及び研修を通じた資質の向上を図りながら、児童生徒への十分な相談と継続的な対応を行い、不登校やいじめ、暴力行為等を中心とする諸問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。

高等学校においては、不登校のみならず、うつ状態になったり、自傷行為を繰り返したりする生徒等、専門的な知識と経験が必要な事例が増加しており、これらの生徒への対応も含め、スクールカウンセラーの配置を拡大し、相談体制の強化を図ることが必要である。

13 不登校対策実践研究事業

(1) 平成 22 年度 of 取組

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行った。

- ・「あそび・非行型不登校傾向にある生徒への支援プログラム開発と普及」について調査研究を実施

推進地域：一宮市・津島市・豊田市・蒲郡市

- ・「サポートチームを活用した人間関係構築力の向上を目指して」をテーマに調査研究を実施

実施校：高等学校 5 校

(2) 取組の成果

中学校における「あそび・非行型不登校生徒*」の学校復帰に向けた支援について、様々な場面での調整役となるネットワークアドバイザーを活用した実践事例を支援プログラムに盛り込み、生徒指導上の問題解決にかかわる教員の研修資料として県内の市町村教育委員会及び小中学校に配布した。

高等学校においては、臨床心理士である「心のサポートアドバイザー」が、調査研究校で生徒指導主事や教育相談担当教員等を中心とした校内サポートチームを支援することで、問題を抱える生徒を早期発見するとともに、生徒や保護者にきめ細かく対応するための相談体制が整った。また、教員が問題を抱える生徒に自信をもって対応することができるようになった。

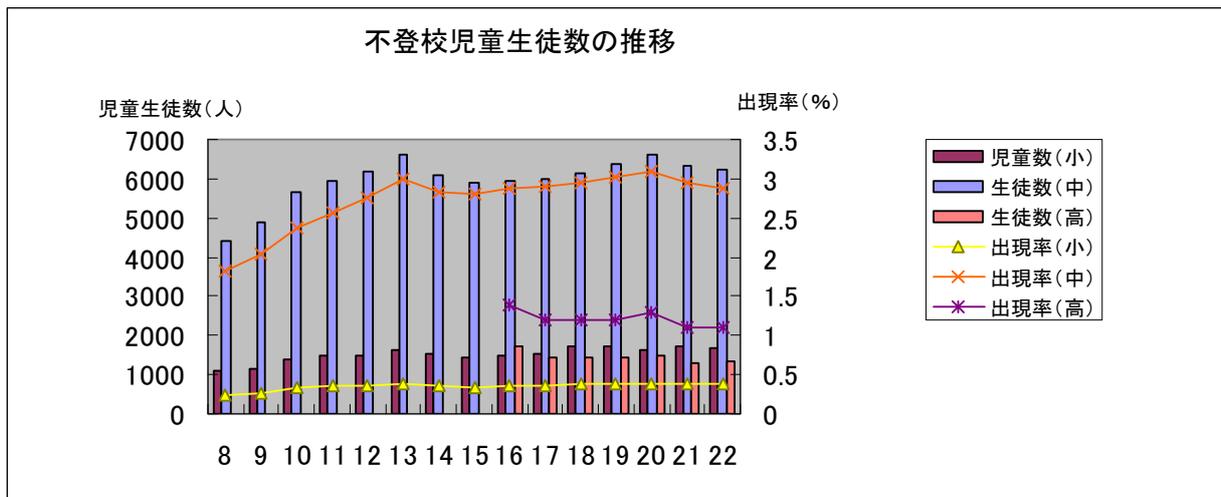
*あそび・非行型不登校生徒：遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない生徒

(3) 今後の課題・方向性

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の問題を抱える子どもたちの自立を支援するため、積極的な情報交換などの手立てを行っているが、「あそび・非行型不登校生徒」の状況の把握は大変困難である。そこで支援プログラムを活用し、あそび・非行型の不登校傾向に至るまでの心の状況の把握に努めるとともに、今後は小学校段階における問題行動の兆候のある児童への支援プログラムを開発していく。

また、校内サポートチームの生徒指導への適切な見立てが、その後の生徒や保護者への支援の方向性を示す上で重要であることから、児童センターや医療機関等の関係諸機関と組織的・継続的に連携していくことが一層必要である。

さらに、問題を抱える生徒を含んだ集団の人間関係構築力を高め、問題行動の予防についても取り組んでいく必要がある。



※高等学校については平成 16 年度から調査を実施

安全教育

小学生が主体的に防犯活動へ取り組むための集団として「防犯少年団」を設立したり、高校生を対象とした防災リーダーの養成などにより、児童生徒の安全に対する意識付けと理解の促進を行いました。

また、地域で子どもたちを守っていくため、ボランティアによる見守り活動や学校の緊急情報を伝えるネットワークの充実、子どもたちが助けを求めることができる「こども110番の家」の拡充、不審者情報の配信を行いました。

14 安全なまちづくりの推進

(1) 平成 22 年度の取組

住民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯活動の活性化を目指し、防犯ボランティアの養成など自主防犯団体設立や運営の支援を行い、安全なまちづくりを推進した。

- ・各種防犯キャンペーン
- ・四季の安全なまちづくり県民運動の実施
- ・安全なまちづくり活動推進員の配置
- ・防犯ボランティアリーダー養成アカデミーの開催（参加者数 1,038 人）など

(2) 取組の成果

平成 22 年の刑法犯認知件数*は 128,173 件で対前年比マイナス 12.1%と大

大きく減少した。

また、防犯キャンペーンや県民運動の実施、さらに、地域の住民が自主的に防犯活動に取り組むための、安全なまちづくり活動推進員の設置や防犯ボランティアリーダーの養成などの取組を引き続き行ったことなどにより、「こども 110 番の家」に取り組む事業所が増加するなど、地域において子どもを守ろうという気運が高まった。



* 刑法犯認知件数：

「刑法」等に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、窃盗・傷害・住居侵入など警察において認めたものの件数をいう。

(3) 今後の課題・方向性

本県の刑法犯認知件数は、前年対比で減少はしたものの、依然として大変厳しい状況にあることから、住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動がさらに活発化されるための各種施策を強力に推進していく必要がある。

また、「こども 110 番の家」について、警察署が地域で行う防犯講話等の活動を通じて引き続き拡充を図っていく必要がある。

15 学校安全ボランティア(スクールガード)の配置

(1) 平成 22 年度の取組

学校安全ボランティア（スクールガード）の活動を活性化し、子どもの登下校時及び校内の安全を確保した。

各小学校でスクールガード活動の核となる人を「スクールガード活動推進員」として指定し、活動の充実を図るとともに、活動推進員を対象とした研修会を開催した。

さらに、スクールガード活動時のノウハウを盛り込んだ「スクールガード活動手帳」を作成し、全てのスクールガードへ配布した。

(2) 取組の成果

各地区での活動の拡充が進んだ。組織の成り立ちや規模等に違いはあるが、いずれも「無理せず、あせらず安全に」を心がけて、推進員を中心に地域に応じた取組がされている。地域によっては独自に研修会や学校との連絡会を開催し、活動の拡充に努めている。



スクールガードの活動

- ・スクールガード活動推進員の指定 856 人
- ・スクールガード活動推進員研修会の開催 県内 16 ヶ所

(3) 今後の課題・方向性

各地区の実情に応じたスクールガード活動が展開されるよう、スクールガ

ード推進員（又はスクールガード）を中心とした研修会や情報交換会等を、市町村教育委員会または学校単位で開催していく必要がある。

また、各種広報媒体を活用して、スクールガードの意義や内容の広報活動に取り組み、活動の理解と協力をより一層推進させていく必要がある。

16 子どもの安全確保推進事業

(1) 平成 22 年度の取組

防犯意識や危機回避能力の向上を図るため、各警察署（水上署、空港署を除く 44 警察署）ごとに新たに防犯少年団モデル校を委嘱し、新 5 年生を中心に合計 484 名を防犯少年団員として任命した。

また、新たに任命した防犯少年団員等を対象に、防犯劇や大声コンテストを盛り込んだ子ども安全アカデミー（参加・体験型防犯教室）を 7 月 29 日に開催した。

(2) 取組の成果

子ども安全アカデミー（参加・体験型防犯教室）等の防犯少年団の活動を通じて、防犯少年団員自身や下級生、保護者等が、防犯知識を習得するとともに防犯意識を高めることができた。

また、子どもの危機回避能力を向上させることができた。

(3) 今後の課題・方向性

モデル校の拡大を図り、子どもの安全リーダーの育成と児童に対する防犯意識や危機回避能力の向上を図る活動を、より多くの子どもたちに推進していく必要がある。

17 学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの充実

(1) 平成 22 年度の取組

行政機関や学校、地域の団体などが参加して構築した、学校の安全を守る緊急情報共有化のネットワークシステムの充実・定着を図った。

また、平成 22 年度からは、愛知県及び愛知県警察と連携し、タクシー会社、ガソリンスタンド等の民間事業者とともに構築した「児童生徒等見守りネットワーク」の運用を開始した。

- ・ネットワーク活用訓練の実施（5 月）
- ・ネットワークによる情報共有 1,316 件

(2) 取組の成果

県内すべての学校・幼稚園・保育所等を対象に、緊急情報の迅速な伝達訓

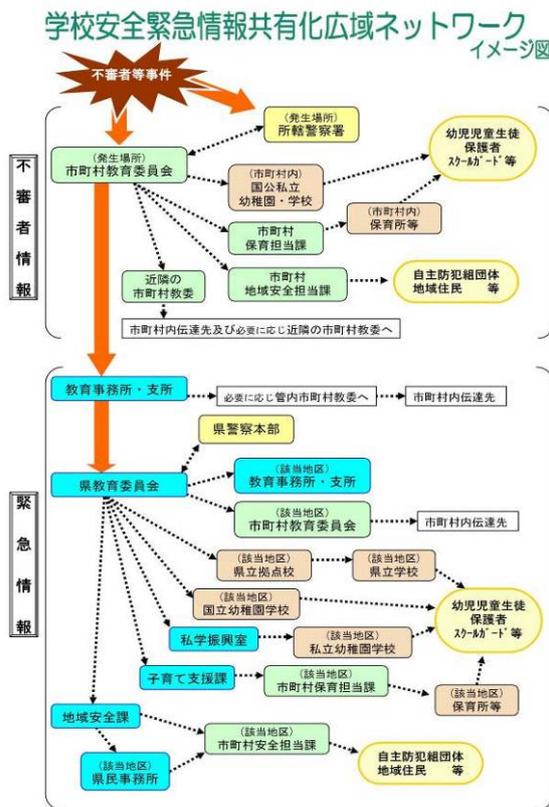
練と受信後の子どもの安全確保に向けた行動訓練を実施したところ、訓練情報の学校への平均到着時間は29分であった。（前年度約20分）

また、受信後には、教員やスクールガードによる付き添い下校や保護者への引渡し訓練などを実施する学校が増加した。

(3) 今後の課題・方向性

さらに迅速な情報共有と安全確保体制の推進を図るため、ネットワークの検証と充実に努めていく必要がある。

また、平成22年度に運用開始した「児童生徒等見守りネットワーク」を活用するとともに拡充を図り、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る体制を強化し、不審者等による事件発生の抑止力へと高めていく必要がある。



18 「パトネットあいち*」による不審者情報の提供

(1) 平成22年度の取組

身近な地域で発生した事件等に関する情報や不審者情報を、希望する住民の携帯電話のメール等にタイムリーに配信し、注意喚起と防犯意識の高揚を図った。

- ・「パトネットあいち」の登録促進

登録者数(平成23年3月):約89,000人[前年度同期:約79,000人]

- ・防犯講話、防犯教室等を通じ、PTA、地域防犯ボランティア等に対して、登録の促進に関する広報を実施

*パトネットあいち:

事件等に関する情報と安全に役立つ情報を携帯電話向けにメールマガジンとして発信。県警のwebページ「パトネットあいち」に携帯電話・パソコンのメールアドレスを送信して登録する。

(2) 取組の成果

「声かけ事案」、「身近な犯罪の情報」等について配信を行うことで、県民がより必要とする情報を提供することができ、「パトネットあいち」の登録

者数が増加した。

(3) 今後の課題・方向性

防犯講話や各種キャンペーン等のあらゆる活動を通じて「パトネットあいち」の登録促進を広報していく必要がある。

また、情報の収集、タイムリーな配信に努めるとともに、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの活用など、関係機関等と連携を図り、情報の共有化に努めていく必要がある。

19 防災教育推進事業

(1) 平成 22 年度の取組

地震等の災害から自らの安全を確保するために、防災教育の推進を図るとともに、防災リーダーの養成を図った。

- ・地震防災啓発リーフレットの配布

(小学校 1 年生、小学校 4 年生、中学校 1 年生に配布)

- ・高大連携「高校生防災セミナー」の開催

名古屋大学との連携により実施(県教委と名古屋大学が協定書締結)

県立高校など 15 校の生徒合計 63 人を防災リーダーとして育成

講義、演習(災害ボランティアの役割)、各校における啓発活動など

(2) 取組の成果

啓発リーフレットの配布により、児童生徒へ防災知識を周知することができた。また、高大連携「高校生防災セミナー」の開催により、将来の防災リーダーを養成することができた。

事後アンケートによれば、参加した全ての教員及び生徒が「今回のセミナーは大変有意義だった」または「有意義だった」と感じている。また、防災について真剣に考えることができるようになり、周囲にも広めていきたいとの感想が多くあった。

(3) 今後の課題・方向性

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災状況を踏まえ、巨大地震や豪雨災害等の自然災害に備えた防災意識啓発のため、幅広い取組を推進していく必要がある。特に災害に対する知識や技術の習得などによる防災対応能力の向上とともに、災害時に積極的にボランティア活動に参加しようとする心を育て学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーを育成する必要がある。



高校生防災セミナー

福祉教育

小中学校や高等学校において、保育・介護体験の実施や高齢者・障害のある人たちとの交流学习を進めました。また、養護学校高等部を高等学校に併設することにより、日常的な交流を進めました。

20 高等学校と養護学校高等部の併設

(1) 平成 22 年度の取組

桃陵高校と半田養護学校桃花校舎間（大府市）で、日常的な交流や学校行事（体育祭、文化祭、合唱コンクール、球技大会等）、生徒会活動、部活動等での交流を実施した。

また、宝陵高校と豊川養護学校本宮校舎（豊川市）で、体育大会、文化祭等の行事交流及び日常生活における美化活動等の交流を行った。

(2) 取組の成果

高等学校と養護学校高等部とが日常的に交流することで、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて生徒の人権意識が高まるとともに、双方の理解が深まり、かけがえのない自他の命を大切にすることを育むことができた。

また、養護学校の生徒では交流を通して様々な経験を積み自信が深まることにより、学校生活に主体的に取り組む姿が見られた。

両校の生徒は、日常の学校生活の中で互いに相手を尊重し、自然なかたちで相互理解が進んでいる。

(3) 今後の課題・方向性

高等学校と養護学校高等部が日常的に交流することで、学校生活全体をとおして、生徒間の自然なつながりが生まれることを、ホームページ等で引き続き県内に周知していく必要がある。

21 愛知県社会福祉協議会への支援

(1) 平成 22 年度の取組

県社会福祉協議会が実施している福祉教育の推進を支援した。

- ・福祉教育の推進を支援するため、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターの運営費を補助

(2) 取組の成果

県内のボランティア活動が継続的に行われるためには、活動の中核となるボランティアセンターの存在が必要であり、県がボランティアセンターに運営費を補助することで、福祉実践教室や体験学習、福祉読本の作成等の事業

が実施され、地域の福祉教育の推進が図られた。

- ・福祉実践教室 936 校
- ・福祉読本「ともに生きる」の作成・配布（県下の小学校 5 年生を対象に配布）

なお、県内のボランティア登録者数は、平成 22 年 4 月 1 日現在 210,334 人となっており、前年同日比 9 千人（平成 21 年 4 月 1 日現在：219,373 人）減少している。

(3) 今後の課題・方向性

学校、企業、地域の子ども会など様々な団体が協働し、子どもと大人がともに地域福祉を推進するため、ボランティアセンターは各世代に対する福祉教育プログラムを引き続き企画、展開していく必要がある。